

平成30年(健)第621号(以下「A事件」という。)

平成30年(健)第631号(以下「B事件」という。)

令和元年5月31日裁決

## 主文

A事件及びB事件の再審査請求をいずれも棄却する。

## 事実

### 第1 再審査請求の趣旨

1 再審査請求人(以下「請求人」という。)のA事件再審査請求の趣旨は、健康保険法(以下、平成27年法律第31号による改正前のものを「旧健保法」、改正後のものを「新健保法」、併せて指す場合は単に「健保法」という。)第99条による傷病手当金(以下、単に「傷病手当金」という。)について、後記第2の1(2)記載の原処分1、原処分2及び原処分3の取消しを求めるということである。

2 請求人のB事件再審査請求の趣旨は、傷病手当金について、後記第2の2(2)記載の原処分4、原処分5及び原処分6の取消しを求めるということである。

### 第2 事案の概要(本件再審査請求に至る経緯)

本件記録(A事件及びB事件の記録)によれば、以下の事実が認められる。

#### 1 A事件関係

(1) 請求人は、平成○年○月○日から平成○年○月○日までa社(以下「a社」という。)の適用事業所に使用されていた者であるが、適応障害による療養のため労務不能であったとして、平成○年○月○日から同年○月○日までの期間(以下「申請期間1」という。)、平成○年○月○日から同年○月○日までの期間(以下「申請期間2」という。)、平成○年○月○日から同年○月○日までの期間(以下「申請期間3」という。)について、平成○年○月○日(受付)、全国健康保険協会(以下「協会」

という。)に対し、傷病手当金の支給を申請した。

(2) 協会は、平成○年○月○日付で、申請期間1及び申請期間2に係る傷病手当金については、いずれも「事業主より未払賃金に相当する額の支給を受けており、その額が傷病手当金の支給日額を超えるため。」として不支給とし、申請期間3に係る傷病手当金については、請求人の標準報酬月額が○○万円であることを前提に、支給日額を○万○○○○円として○○○万○○○円を支給する旨の処分をした(以下、申請期間1についての処分を「原処分1」、申請期間2についての処分を「原処分2」、申請期間3についての処分を「原処分3」という。)

(3) 請求人は、原処分1、原処分2及び原処分3を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

#### 2 B事件関係

(1) 請求人は、平成○年○月○日から平成○年○月○日までa社の適用事業所に使用されていた者であるが、適応障害による療養のため労務不能であったとして、平成○年○月○日から同年○月○日までの期間(以下「申請期間4」という。)、平成○年○月○日から同年○月○日までの期間(以下「申請期間5」という。))及び平成○年○月○日から同年○月○日までの期間(以下「申請期間6」という。))について、平成○年○月○日(受付)、協会に対し、傷病手当金の支給を申請した。

(2) 協会は、平成○年○月○日付で、申請期間4に係る傷病手当金については、請求人の標準報酬月額が○○万円であることを前提に、支給日額を○万○○○○円として○○○万○○○○円を支給する旨の処分をし、申請期間5及び申請期間6に係る傷病手当金については、傷病手当金の支給開始月以前の直近12月間の請求人の標準報酬月額が○○○万円及び○○○万円であるこ

とを前提に、支給日額を〇万〇〇〇〇円として、申請期間5につき〇〇〇万〇〇〇〇円、申請期間6につき〇〇万〇〇〇〇円を支給する旨の処分をした(以下、申請期間4についての処分を「原処分4」、申請期間5についての処分を「原処分5」、申請期間6についての処分を「原処分6」といい、これらの処分と原処分1、原処分2及び原処分3を併せて「原処分」という。)

- (3) 請求人は、原処分4、原処分5及び原処分6を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

### 第3 当事者等の主張の要旨 (略)

#### 理由

##### 第1 問題点

- 1 傷病手当金の支給については、健保法第99条第1項に、被保険者が療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金を支給すると定められ、傷病手当金の額は、次のように定められている。

旧健保法第99条第1項には、1日につき、標準報酬日額(標準報酬月額)の30分の1に相当する額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。)をいう。)の3分の2に相当する金額(その金額に50銭未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。)を支給すると規定され、そして、平成28年4月1日施行の新健保法第99条第2項には、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬月額(被保険者が現に属する保険者等により定められたものに限る。)を平均した額

の30分の1に相当する額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とするとされている。

そして、健保法第104条は、被保険者の資格を喪失した日の前日まで引き続き1年以上被保険者であった者で、その資格喪失の際に傷病手当金の支給を受けているものは、被保険者として受けることができるはずであった期間、継続して同一の保険者からその給付を受けることができる旨規定している。

また、健保法第108条第1項には、傷病手当金の支給を受けるべき者が、報酬の全部又は一部を受けることができるときは、傷病手当金は支給せず、ただし、その受けることができる報酬の額が、傷病手当金の額より少ないときは、その差額を支給すると規定されている。

- 2 本件の場合、請求人が、申請期間1ないし申請期間6について、適応障害の療養のため労務不能であったことについては当事者間に争いが無いものと認められるところ、請求人は、前記「事実」欄第2の1(2)及び2(2)記載の各理由による原処分について不服を申し立てているのであるから、本件の問題点は、原処分が上記の健保法の規定に照らして適法であると認められるかどうかということである。

##### 第2 事実の認定及び判断

- 1 本件記録によれば、以下の事実が認められる。
- (1) a社は、平成〇年〇月〇日、請求人を営業職から総務職に配置転換し、賃金を年俸〇〇〇〇万円(月払の報酬額は〇〇〇万円)から年俸〇〇〇〇万円(月払の報酬額は〇〇万〇〇〇〇円)に減額した。請求人は、平成〇年〇月〇日以降欠勤したが、a社は同年〇月

降の賃金を支給せず、同年○月○日付  
けで、休職期間が満了したとして、請  
求人を通解雇した。

- (2) 請求人は、平成○年○月○日、a社  
を相手方として、○○地方裁判所に労  
働審判手続を申し立てた。請求人の労  
働審判手続申立書(以下「本件申立書」  
という。)によれば、請求人は、上記(1)  
記載の配置転換及び賃金減額は無効で  
ある、a社からのパワハラにより欠勤  
せざるを得なくなった、などと主張し  
て、①平成○年○月分から同年○月  
分までの未払報酬月額○○○万○○  
○円(平成○年○月分から同年○月分  
までは、各月○○○万円から既払額○  
○万○○○円を控除した残額○○○万  
○○○円、同年○月分から同年○月  
分までは各月○○○万円の合計○○  
○万○○○円)及び遅延損害金の支払  
(申立の趣旨第1項)、②平成○年○  
月分の未払賞与○○○万円及び遅延損  
害金の支払(同第2項)、③総務職業  
務に従事する義務のないことの確認  
(同第3項)、④慰謝料○○○万円及  
び遅延損害金の支払(同第4項)、⑤  
解雇の禁止(同第5項)、⑥申立費用  
の負担(同第6項)を求めた。
- (3) ○○地方裁判所は、平成○年○月○  
日に、上記労働審判手続において、大  
要以下の主文の労働審判(以下「本件  
労働審判」という。)をした。

① 請求人とa社は、a社が請求人  
に対する平成○年○月○日付け解雇の  
意思表示を撤回し、同日、請求人がa  
社をa社の都合により合意退職したこ  
とを相互に確認する(主文第1項)。②  
a社は、請求人に対し、本件解決金と  
して金○○○万円の支払義務がある  
ことを認め、これを本審判確定後、速  
やかに支払う(同第2項)。③ 請求人  
は、本件申立てに係るその余の請求を  
放棄する(同第5項)。④ 請求人及び  
a社は、請求人とa社との間に、本審  
判主文に定めるもののほか、何らの債  
権債務がないことを相互に確認する

(同第6項)。⑤ 手続費用は各自の負  
担とする(同第7項)。

なお、本件労働審判の理由中には、  
本件解決金の内訳についての記載はな  
い。

- (4) a社が協会に提出した平成○年○月  
○日付けの「傷病手当金支給申請書  
「事業主が証明するところ」の証明につ  
いての申立書」と題する書面には、上  
記の労働審判の手続において、本件解  
決金○○○万円の内訳について、次  
の口頭説明(以下「本件説明」とい  
う。)があったと記載されている。

〔1〕賃金の減額は認められない(月支払  
○○○万円)

H○.○～○月(差額)○○○万円、  
○～○月○○○万円(計○○○万  
円)、賞与○○○万円

(2)解雇は無効である

(年俸○○○万円－賞与○○○  
万円)÷○×○ヶ月＝○○○万円  
以上合計○○○万円]

しかし、請求人はそのような口頭説明  
を受けたことを否認している。

- (5) a社は、平成○年○月○日、請求人  
に対し、本件解決金○○○万円の支払  
を行った。
- (6) 請求人の健康保険の被保険者資格記  
録によれば、請求人の標準報酬月額  
は、平成○年○月○日の定時決定により○  
○万円、平成○年○月○日の随時改  
定(以下「本件随時改定」という。)に  
より○○万円、同年○月○日の定時決  
定(以下「本件定時決定」という。)に  
より○○万円とされ、同年○月○日に  
被保険者資格喪失とされている。

## 2 原処分1及び原処分2について

- (1) 原処分1及び原処分2は、請求人の  
申請期間1及び申請期間2における標  
準報酬月額が○○万円であることを前  
提に、傷病手当金の支給日額を○万○  
○○○円とした上、本件解決金の支払  
により、請求人が未払賃金に相当す  
る額の支給を受けており、その額が支給  
日額を超えるためとして、傷病手当金

を支給としたものである。

- (2) 前記1(4)記載の本件説明の内容は、端数のある本件解決金の額と一致し、個々の内訳の内容も首肯可能であるところ、これに従えば、請求人は申請期間1及び申請期間2において月額〇〇〇万円の報酬に相当する金員を支給されていたこととなるが、請求人は本件説明を受けたことを否認し、これを裏付ける客観的な資料もないことから、本件解決金の内訳が本件説明のとおりであると断定することは困難である。

しかし、上記の点は措くとしても、本件労働審判は、主文第1項において、請求人の退職日を平成〇年〇月〇日とし、退職事由を休職満了ではなく会社都合の合意退職としているのであるから、本件解決金中には、少なくとも、請求人が本件申立書で請求していた在職中の報酬月額及び賞与に相当するものが含まれていると解するのが合理的である。そして、その報酬月額の額については、当事者双方の主張等に照らせば、少なくとも〇〇万〇〇〇〇円以上であることは明らかというべきである。

請求人は、本件解決金は、労働審判手続における請求を全て放棄した上で、労働審判手続における紛争の全体の解決のために支払われたものであり、労働の対償ではないと主張するが、本件労働審判の主文第5項が、全ての請求放棄ではなく、「その余の」請求放棄とされていることに照らすと、請求人の上記主張は採用できない。

以上によれば、本件解決金には、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの報酬月額に相当する金員が含まれており、その額は月額〇〇万〇〇〇〇円を下回るものではないというべきである。

また、前記1(6)記載の被保険者資格記録によれば、請求人の標準報酬月額は、平成〇年〇月〇日の本件随時改定により〇〇万円とされ、同年〇月〇日

の本件定時決定でも〇〇万円とされているから、請求人の申請期間1及び申請期間2における標準報酬月額は〇〇万円であり、傷病手当金の支給日額は、 $〇万〇〇〇〇円(〇〇〇,〇〇〇 \div 30 = 〇〇,〇〇〇 \rightarrow 〇〇,〇〇〇 \quad 〇〇,〇〇〇 \times 2/3 = 〇〇,〇〇〇.〇 \rightarrow 〇〇,〇〇〇)$ となる。

請求人は、請求人のこの期間の報酬月額は〇〇〇万円であり、標準報酬月額は〇〇〇万円(旧健保法第40条第1項によると、報酬月額〇〇〇万〇〇〇円以上の場合の標準報酬月額は〇〇〇万円である。)となると主張するが、請求人は、本件記録によれば、本件随時改定及び本件定時決定自体に対しては不服を申し立てていないことがうかがわれる上、本件解決金中に月額〇〇〇万円の報酬部分が含まれていたとまでは断定できないのであるから、本件随時改定及び本件定時決定について、無効とされる事由があること又は協会が立入調査を行う義務があることを認めることはできない。したがって、原処分1及び原処分2が、標準報酬月額を〇〇万円として、この額を前提に傷病手当金の支給日額を〇万〇〇〇〇円と算定したことに違法はない。

(3) 以上によれば、請求人は、a社から賃金に相当する金員として月額〇〇万〇〇〇〇円以上の支給を受けており、その額が傷病手当金の支給日額〇万〇〇〇〇円を超えていることは明らかであるので、傷病手当金を不支給とした原処分1及び原処分2に違法はない。

### 3 原処分3及び原処分4について

原処分3は、請求人の申請期間3における標準報酬月額が〇〇万円であることを前提に、傷病手当金の支給日額を〇万〇〇〇〇円として、傷病手当金を支給したものであり、原処分4は、被保険者資格喪失後の傷病手当金の継続給付として、資格喪失時の標準報酬月額が〇〇万円であることを前提に傷病手当金の支給

日額を〇万〇〇〇〇円として、傷病手当金を支給したものである。

請求人は、請求人の申請期間3及び被保険者資格喪失時における報酬月額を〇〇〇万円であり、標準報酬月額は〇〇〇万円となるから、標準報酬月額を〇〇〇万円として、傷病手当金の支給日額を計算した原処分3及び原処分4は違法であると主張する。しかし、請求人の標準報酬月額は、平成〇年〇月〇日の本件定時決定により〇〇万円とされているところ、請求人は、本件定時決定自体に対しては不服を申し立てていないことがわかる上、本件定時決定について、無効とされる事由があること又は協会が立入調査を行う義務があることを認めることはできないことは前記のとおりである。したがって、原処分3及び原処分4が、標準報酬月額を〇〇万円として、この額を前提に支給日額を〇万〇〇〇〇円と算定したことに違法はない。請求人の主張は採用できない。

#### 4 原処分5及び原処分6について

原処分5及び原処分6は、被保険者資格喪失後の傷病手当金の継続給付であるが、平成28年4月1日施行の新健保法第99条第2項により、支給日額の算定が、「傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額」とされたことから、支給開始月である平成〇年〇月以前の12月間の標準報酬月額を、平成〇年〇月から平成〇年〇月までは〇万円、同年〇月から同年〇月までは〇〇万円とした上、傷病手当金の支給日額を、 $〇万〇〇〇〇円(〇,〇〇〇,〇〇〇 \times 5 + 〇〇〇,〇〇〇 \times 7) \div 12 = 〇〇〇,〇〇〇.〇〇 \div 30 = 〇〇,〇〇〇 \rightarrow 〇〇,〇〇〇$ としたものである。

請求人は、この12月間の請求人の報酬月額は〇〇〇万円で、標準報酬月額は〇〇〇万円となると主張する。しかし、請求人の標準報酬月額は、平成〇年〇月

〇日の定時決定で〇〇〇万円、平成〇年〇月〇日の本件随時改定で〇〇万円、同年〇月〇日の本件定時決定で〇〇万円とされているところ、請求人は、本件随時改定及び本件定時決定自体に対しては不服を申し立てていないことがわかる上、本件随時改定及び本件定時決定について、無効とされる事由があること又は協会が立入調査を行う義務があることを認めることはできないことは前記のとおりである。したがって、原処分5及び原処分6が、直近12月間の標準報酬月額を〇〇〇万円及び〇〇万円として、この額を前提に支給日額を〇万〇〇〇〇円と算定したことに違法はない。請求人の主張は採用できない。

5 よって、原処分はいずれも適法かつ相当であって、これを取り消すことはできず、請求人のA事件及びB事件再審査請求はいずれも理由がないので、これを棄却することとし、主文のとおり裁決する。